

## 随意契約理由書

発注案件名	東京労働局海岸庁舎ほか10施設 消防設備不具合修繕	要求部署名	総務部
発注（契約） 内 容	東京労働局海岸庁舎ほか10施設に設置されている消防設備のうち、法定点検の結果消防法関連法令に定める基準を満たさなかった誘導灯の予備電池等の交換等		
発注（契約） 案 件 の 要 求 理 由	消防法関連法令にて定める基準を満たしていない設備を使用し続けた場合、不測の事態に対応することができず、庁舎管理に支障をきたすため。		
契約金額	¥1,450,228	契約年月日	平成21年3月10日
契約業者名 及び住所	中央理化工業(株)(豊島区巢鴨1-4-17)		
随意契約 の理由	当該業者は本年度における当該消防設備の保守点検業務委託請負業者であり、当該業者による法定点検の結果本件不具合が判明していることから、当該設備の設置場所や部品の型式番号等を熟知しているため。また、当該業者は当該設備の保守部品を常備しており、迅速な対応が可能であるため。		
根拠法令	会計法第29条の3第4項		
予定価格及び 積算内訳	予定価格	-	
見積書徴収状況	1社(業者指定)		
その他 特記事項			